

(第30号議案)

## 中野区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について

### 1 制定経緯

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)により、令和8年度から乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が「乳児等のための支援給付」として給付化される。

こども誰でも通園制度の給付化に伴い、区の認可を受けた乳児等通園支援事業者に対して、給付費の代理受領ができる特定乳児等通園支援事業者として区が確認を行うための基準を定めるため、条例を制定する。

### 2 条例で規定している主な項目

- (1) 利用定員に関する基準に関する事項(第3条)
- (2) 子ども及び保護者に対する面談に関する事項(第4条)
- (3) 相談及び援助に関する事項(第16条)
- (4) 運営規程に関する事項(第19条)
- (5) 重要事項の掲示に関する事項(第22条)
- (6) 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項(第30条)

### 3 施行日

令和8年4月1日